

富良野市犯罪被害者等支援条例（案）の概要

★犯罪被害者等支援条例制定の背景

- 「犯罪被害者等基本法」において「経済的負担の軽減」「精神的被害の回復」等に関し、国、地方公共団体及び関係団体等が途切れることのない支援を実施することとされており、令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」に犯罪被害者等支援条例の制定が盛り込まれたことにより、条例制定は全国的に気運が高まっている。
- 犯罪被害者等支援は、警察や市のみならず関係機関や市民を含む地域全体で行うために根拠となるものが必要であり、民意を反映する議会が関与する条例制定が望ましいとされている。
- 犯罪被害者等に対し、国や北海道の支援への接続や迅速な経済的支援を行う必要がある。（市条例において被害者等への見舞金を規定）
- 令和6年5月17日 富良野警察署長より市長へ「犯罪被害者等支援条例」の制定について要請あり。

★犯罪被害者等とは

犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った方並びにそのご家族又はご遺族のこと。

《近年発生した、社会的反響の大きな犯罪》

- 釧路市女性教師殺人事件（R5. 5）
- 旭川市夫婦死傷事件（R4. 9）
- 京都アニメーション放火殺人事件（R1. 7）

《被害に遭う状況はさまざま》

- 生活拠点や日常的な外出先でも被害に遭うことも。
- 犯人が面識のない場合もあります。

誰もが、犯罪被害者になり得る

★犯罪被害者等が直面する二次的被害

- 心身への負担・・・精神的な不調 後遺症等
- 経済的な負担・・・転職や失職 転居 医療費や裁判費用等
- 精神的な負担・・・無配慮な言動 偏見 誹謗中傷 過剰な取材等
- 時間的な負担・・・事業聴取や裁判等の対応（仕事への影響）
- 再被害への不安や恐怖・・・面識がある 自宅を知られている 逆恨み等

被害者が平穏な毎日を取り戻すために「身近な」支援（制度）が必要です。

誰もが犯罪の被害に遭う恐れがある現状において、公的な支援制度がなければ、より一層孤立してしまいます。
被害者等にとって、自治体はもっとも身近な存在であり二次的被害を含め、公的支援制度を確立する必要があります。

★本市の既存条例の状況

富良野市犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成20年3月4日施行）

《概要》

- 市の責務として、安全安心な地域づくりに向けた啓発活動や、市民の自主的な活動の促進等の施策の推進や市民、事業者の責務として、市の施策が効果的に行われるよう協力を求めることを規定し、また、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るため、国、他の地方公共団体等と連携し、相談体制の整備と支援に努める事を規定している。

見舞金の支援等、具体的な支援規定なし

★新 条例で規定されること

富良野市犯罪被害者等支援条例（令和7年4月1日施行に向けて）

《概要》

- 市の責務、市民等の責務は概ね同様
- 相談及び情報の提供、日常生活を円滑に営むための支援、見舞金の支給、見舞金の種類、支給対象、見舞金の額、申請手続、関係機関との連携等、具体的な支援について規定することで、より実効性のあるものとする。

※富良野圏域自治体とも条例制定について歩調を合わせて進めていく。

★条例で規定する内容

※ 運用等の詳細は「富良野市犯罪被害者等支援要綱（仮称）」で定める。

第1条	目的	犯罪被害者等基本法に基づき、本市における支援に関し理念を定め、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
第2条	定義	<p>(1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。</p> <p>(2) 犯罪行為 国内又は国外にある日本船舶及び航空機内において行われた身体を害する罪に当たる行為</p> <p>(3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族</p> <p>(4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害</p> <p>(5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体等</p> <p>(6) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体</p>
第3条	基本理念	犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられるよう配慮し、かつ、被害の状況及び原因や二次的被害の状況等、その置かれている状況や事情に応じ行うとともに、再び平穏な生活を営むことができるまで認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう行うものとする。
第4条	市の責務	関係機関との適切な役割分担を踏まえ、支援に関する施策を総合的に策定し実施する。関係機関と相互連携を図る。
第5条	市民等の責務	犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう配慮する。また、市及び関係機関等が実施する支援に関し協力するよう努める。
第6条	事業者の責務	犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うときに二次的被害を生じさせることのないよう配慮する。また、市及び関係機関等が実施する支援に関し協力するよう努める。
第7条	相談及び情報の提供等	犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、直面している問題の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、支援を総合的に行うための窓口を設置する。
第8条	見舞金の支給	<p>市内に住所を有している犯罪被害者等に対し、経済的負担の軽減を図るため、次の見舞金を支給する。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円 (2) 傷病見舞金 10万円 (3) 性犯罪被害見舞金 10万円</p> <p>※見舞金の支給要件等は、市長が別に定める ※性犯罪により傷病を負った者に対する見舞金は、(2)か(3)のいずれかとする。</p>
第9条	日常生活の支援	犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。
第10条	居住の安定	犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった場合、市営住宅への入居における配慮その他の支援を行う。
第11条	安全の確保	犯罪被害者等の二次的被害を防止し、安全を確保するとともに、個人情報等の適切な取扱いに必要な施策を講ずる。
第12条	市民等及び事業者の理解増進	犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため啓発活動等の必要な施策を講ずる。
第13条	意見等の反映	犯罪被害者等からの意見及び要望を把握し、支援の施策に反映させるよう努める。
第14条	支援対象外の被害者	市内に住所を有していない犯罪被害者等に対する支援は、第7条の相談及び関係機関等との連絡調整とする。
第15条	支援の制限	犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認めるときは、支援を行わない。
第16条	委任	この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
附則	施行日	この条例は、令和7年4月1日から施行する。